

このページを印刷する



【第94回】2015年6月18日 森信茂樹 [中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員]

消費税 10%時の低所得者対策は

「消費税還付」以外にあり得ない

消費税軽減税率の問題点(3)

国民負担が生じる軽減税率ではなく 低所得者への「消費税環付」を



軽減税率は、国民経済に多大な負担をかける。では

それに代えて、低所得世帯に消費税負担分を還付する政策の導入効果は、どれほどだろうか

国民経済に多大な負担をかける軽減税率。筆者は、この軽減税率に代えて、 来年から導入されるマイナンバーを活用し、低所得世帯(たとえば年収 400 万 円以下)に消費税負担分を還付する政策を導入すべきだと思っている。

生鮮食料品を8%の軽減税率にする財源で、300万円以下の世帯に1人当たり年間2万円、300万円から400万円以下の世帯に1人当たり1万円の給

付(還付)が可能となる。そうすれば、低所得者の方が消費税負担割合が高くなる逆進性は緩和される。

筆者は連載第77回において、「低所得対策の効果は軽減税率よりも給付付き税額控除の方が圧倒的に大きい」と題して、以下のことを提案した。

第一に、消費者·事業者·税務当局に多大な負担をかける軽減税率に代えて、税制改革法7条に明記されている「給付付き税額控除」をとること。

第二に、その実態は消費税額を低所得者に還付するもので、名称は「消費税還付」とした方がいいこと。

第三に、この制度を実際に導入しているカナダの例を見ると、一定所得(たとえば世帯所得300万円)以下の者に、家族の人数に応じて、基礎的支出に対する消費税額相当分(およそ1人当たり2万円)を定額で給付するもので、決して複雑な制度ではないこと。

そして筆者は、日立コンサルティングの助力を得ながら、わが国で消費税率10%引き上げ時の低所得者対策の具体案として、「世帯年収 300 万円未満の世帯について、家族 1 人当たり一律 3 万円を給付する。300 万円から 400万円までの世帯については、その半分ということで 1 人当たり一律 1.5 万円を給付する」という内容を提案した。これに伴う所要財源は、およそ 4600 億円である。

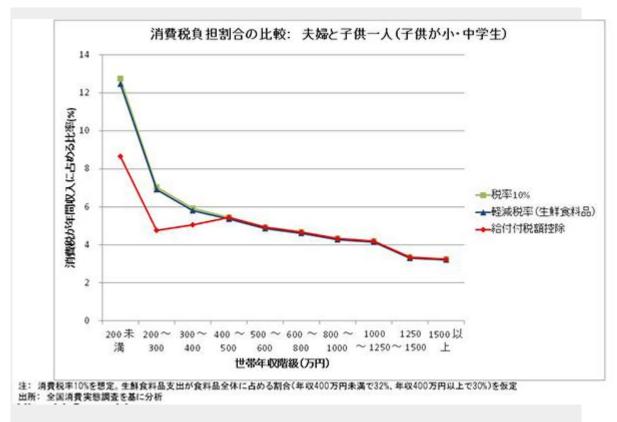
今回新たに与党税制協議会で提言された、生鮮食料品の8%軽減税率の減収額は、3400億円となっている。生鮮食料品の対象が多少狭くなったため、昨年の案より多少減収額が少なくなったのである。

そこで財源を合わせるため、消費税還付策を次のように修正した。

「世帯年収300万円未満の世帯について1人当たり一律2万円、300万円から400万円までの世帯については、その半分の1万円を給付する。ただし年金受給者と生活保護者は除く」

この制度に必要な財源は3100億円(筆者試算)である。

生鮮食料品 8%の軽減税率と消費税還付の具体案との効果を比較すると、 以下のグラフのようになる。



拡大画像表示

このグラフを見ると、軽減税率による負担軽減効果は高所得者にも恩恵が及ぶ(高所得者ほど恩恵額は大きい)ため、逆進性緩和にほとんど効果がないのに対して、低所得者だけに還付する方法では、逆進性は大幅に緩和され、400万円程度までは累進になる。

「簡素な給付措置」の仕組みを 利用すれば消費税還付は難しくない

では、このような消費税還付をどのように実施していくのであろうか。

還付を受けることのできる者(以下、適格者)を明確にした上で、適格者は自

らの住む市町村に申請をする。市町村は、番号を活用して世帯所得をチェックし、適格者に還付する。これは現在行われている「簡素な給付措置」とそれほど変わらない方法である。もちろん財源は国が用意する。

すでに「簡素な給付措置」により、自治体には給付業務を執行する仕組みが構築されている。それを活用すれば、追加的な事務負担もそれほど大きくなく、効果的に消費税に伴う低所得者対策としての還付(給付)を行うことができる。

2018年1月からは、番号カードを活用して、マイナポータルもできる。そこにはマイナンバーのような規制は原則ないので、これを活用すれば、より効果的で効率的な実施が可能になる。

最後に、このような低所得者への給付制度は、「最低賃金でフルタイムで働いても300万円に届かないので結婚もできない」というワーキングプアへの効果的な対策になる。欧米の給付付き税額控除は、母子家庭やワーキングプアに、勤労を条件として一定額の給付を与える制度なので、勤労インセンティブを通じた積極的労働政策になり、少子化対策にもなるのである。

経済財政諮問会議の施策立案能力や影響力の低下が言われるなか、このような抜本的な政策の検討が期待される。